第2期白浜町 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月 白浜町

ごあいさつ

昨年は「令和」という新たな時代を迎えました。我が国では、「平成」から続く 少子高齢化とそれに伴う人口減少はさらに加速しながら進行することが見込まれて おり、本町においてもこれは例外ではありません。

本町では、「子ども・子育て支援法」に基づく「白浜町子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、「地域ぐるみのささえ合い・たすけ合いで子育ての喜びを実感できるまち」を基本理念に、町民の皆様、民生委員・児童委員をはじめ関係団体等のご理解及びご協力を得ながら、子育て支援施策を総合的に推進してきました。

一方で、子どもとその保護者を取り巻く環境の変化は著しく、核家族化の進行や 地域のつながりの希薄化などにより、以前より子育て家庭が孤立しやすい環境となっています。また、共働き世帯の増加に伴って、家事・育児といった日常生活を送 るために必要なことのほとんどは、夫婦相互の協力なしに進めていくことはできな くなっています。保護者だけで子育てしていくことはますます難しくなっており、 社会全体で保護者の負担や孤立感の軽減に努めていくことが求められています。

こうした社会情勢に対し、国は、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化を開始したほか、令和 4 年までの「子ども家庭総合支援拠点」の設置を全市区町村に対し求めるなど、子どもや子育て家庭を社会全体で支える仕組みづくりを一段と進めようとしています。

こうした状況や前計画の検証を踏まえ、第2期白浜町子ども・子育て支援事業計画では、前計画の基本理念「地域ぐるみのささえ合い・たすけ合いで子育ての喜びを実感できるまち」を継承し、3つの基本目標に沿って、引き続き子育てしやすい白浜町の実現に向けた各施策を展開することといたしました。次代を担う子どもがいきいきと健やかに育ち、子育て家庭が安心して暮らしていけるまちづくりに向けて、今後とも町民の皆様のより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました白浜町児童福祉 審議会委員の皆様、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様に心より御 礼申し上げます。

令和2年3月

白浜町長 井澗 誠

目 次

第1章	はじめに	1
第1節	計画の策定にあたって	1
第2節	計画の法的な位置づけ	1
第3節	本計画の位置づけ	3
第4節	計画の期間	4
第5節	計画の対象	4
第6節	計画の策定体制	
(1)	白浜町児童福祉審議会の設置	
(2)	子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートの実施	4
第2章	子育てを取り巻く環境の変化	5
第1節	法制度の変化	5
第2節	生活様式の変化	5
第3節	地域の変化	6
第3章	白浜町の子ども・子育て環境の現状	7
第1節	白浜町の姿	7
(1)	人口構造	7
	子どもの人口	
	出生の動向	
	世帯の状況	
	女性の労働力率 婚姻の状況	
第2節	台浜町における子ども・子育て支援の状況	
	保育園の利用状況	
(2)	幼稚園の利用状況	13
` ′	児童館の利用状況	
	アンケート調査からみた白浜町の現状	
	調査の目的	
	調査の実施概要	
, ,	地区区分について	
	小学生対象調査の結果(概要)	
	白浜町の子ども・子育て支援における課題	
	すべての子どもの権利の保護と生きる力の向上	
	保護者への支援の充実	
(3)	子どもを見守り、その保護者を支える地域づくり	36
第4章	町全体で子ども・子育てを支えるための施策の推進	(次世代育
	成支援地域行動計画)	37

第1節	計画の基本理念	37
第2節	施策体系	38
第3節	施策の展開	39
(1)	基本目標1 子どもの人権が尊重され、生きる力を育むための環境づくり	39
(2)	基本目標 2 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり	45
(3)	基本目標3 子どもを安心して育てることができる環境づくり	51
第5章	地域子ども・子育て支援新制度に基づく事業の展開(子ども	
- 1	子育て支援事業計画)	
第1節	地域子ども・子育て支援新制度によるサービスの提供	
第2節	地域子ども・子育て支援事業の利用状況	
第3節	見込み量の設定にあたって	
 	兄込み重の設定にめたう C	
(2)	<u>児童数の推計</u>	
第4節	ゲニー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1)	認定区分について	
(2)	認定者数の見込み	63
第5節	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	65
第6章	計画の推進に向けて ⁻	7N
第1節 (1)	計画の推進体制 計画の周知	
(2)	計画推進体制の連携強化	
第2節	計画推進における役割分担	
ربر کے درہ (1)	町の役割	
(2)	家庭の役割	
(3)	- 地域の役割	
(4)	事業者の役割	71
第3節	計画の進行管理	71
第7章	参考資料	72
	白浜町児童福祉審議会条例	
, ,	白浜町児童福祉審議会運営規則	
(3)	白浜町児童福祉審議会委員名簿	74

第1章 はじめに

第1節 計画の策定にあたって

我が国では、出生数や出生率の低下に伴う少子化が長きにわたって進行しており、平成 27 年の国勢調査では、初めて総人口の減少が確認されることとなりました。少子化に伴う人口減少は、今後もさらに加速しながら進行するものと見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所が公表する「日本の将来推計人口(平成 29 年推計)」によると、令和 35 年には 1 億人を割り込むものと見込まれています。

子どもや子育て世代の状況をみると、核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する 保護者の増加など、社会生活上の大きな変化が生じています。子どもや子育てをめぐる 環境は依然として厳しい状況にあり、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭も少なく ありません。

こうした状況に対し、国は平成 24 年8月に成立した子ども・子育て関連3法(「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」)に基づき、「子ども・子育て支援新制度」を施行しました。市町村は新制度の実施主体としての役割を担うこととされており、①子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施、②質の確保された給付・事業の提供、③給付・事業の確実な利用の支援、④事業の費用・給付の支払い、⑤計画的な提供体制の確保・基盤整備といった権限と責務が与えられています。

本制度に基づいて、本町でも平成27年3月に「地域ぐるみのささえ合い・たすけ合いで子育ての喜びを実感できるまち」を基本理念とする「白浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する各種事業の推進に努めてきました。

この計画は、現行の「白浜町子ども・子育て支援事業計画」がその計画期間を終了することを受けて、これまでの町の取り組みを振り返るとともに、今後の子ども・子育て支援における本町のあり方を定めるため、策定するものです。

第2節 計画の法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づいて定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づいて定める「市町村行動計画」は法律上任意の策定となりましたが、本計画は子ども・子育てに関する総合計画としての役割を有する計画であるとみなし、次世代育成支援対策の行動計画の内容を含む計画として策定します。

■子ども・子育て支援法(抜粋)■

- 第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・ 子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する 計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・ 子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の 提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育 の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- **3** 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

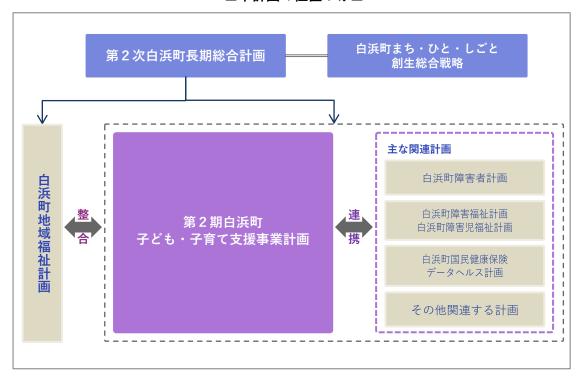
■次世代育成支援基本法(抜粋)■

- 第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。
- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

第3節 本計画の位置づけ

本計画は、町の「白浜町長期総合計画」及び「白浜町地域福祉計画」を上位計画とする福祉分野の計画であり、関連する他の福祉計画との整合性を図りながら策定しています。

■本計画の位置づけ■



第4節 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」で定められた5年間(令和2年度~令和6年度)とします。なお、時勢の変化等を鑑み、必要に応じて随時見直すものとします。

第5節 計画の対象

本計画は、本町に居住するすべての子どもと子育て家庭を対象にするものです。なお、 本計画における「子ども」とは、概ね 18 歳未満の町民を指しています。

第6節 計画の策定体制

(1) 白浜町児童福祉審議会の設置

子ども・子育て支援法第77条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することとされており、本計画の策定経過においても、学識経験者及び児童の福祉に関する事業に従事する者から構成された「白浜町児童福祉審議会」において意見を聴取しています。

(2)子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートの実施

本計画策定にあたり、子育ての状況や家庭における生活の状況、幼児期の教育・保育に対するニーズを把握するため、就学前児童(0歳~5歳)の保護者と小学校児童(1~4年生)の保護者を対象に、「白浜町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。なお、調査対象者(就学前児童保護者のみ)の抽出にあたっては、回答者の負担を軽減するため、有意で抽出を行っています。

第2章 子育てを取り巻く環境の変化

第1節 法制度の変化

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充・質の向上を図るため、国は 平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」を開始しました。これにより、親の 就労状況によらず、子どもが育つ環境を継続できる「認定こども園」が新たに整備され、 子育て相談や一時預かり、放課後児童クラブの拡充など、より利用者(子どもとその保 護者)の視点に立った制度へと変わりました。

一方で、家庭消費における電話通信料の増大や食料品などの物価の上昇、非正規就労の増加による低収入の労働者の増加など、子育て世代の生活は依然として厳しい状態が続いています。このことから、幼児教育・保育の無償化が令和元年 10 月から実施されています。財源として消費税の増税分が充当されることとされており、子どもやその子どもの保護者をより社会全体で支えていく仕組みづくりが、今後進められていくこととなります。

第2節 生活様式の変化

かつての子どもが育つ環境は、地域の大人の目が身近にあり、自然と子どもを見守る機能が果たされていました。また、保護者も地域とのつながりの中で子どもを育てることができ、子どもを育てる知識や経験の不足を親族や地域住民が補う関係性が構築されていました。

しかし、現在では核家族化やプライバシー意識の高まり、長時間労働などによって、 地域とのつながりがかつてほど強くなくなり、子育て世代が地域の中で孤立しやすくなっています。また、情報通信網の発達や情報通信機器の性能の向上により、多くの情報に触れられるようになった一方で、誤った情報が拡散されることもあり、多くの情報に さらされることで、さらに保護者の不安が増大する要因ともなっています。

さらに、人生 100 年時代を見据え、雇用制度の変化が今後さらに進むことが予想されています。フレックス制度やテレワークなどの柔軟な働き方がより一般化することで、働き方の多様化が進むとともに、終身雇用制度の縮小、高齢者の雇用の拡大など未曽有の変化が現役世代、あるいは次代を担う子どもの世代に生じるものと見込まれます。

子どもの視点でみると、かつてないほどに物質的に豊かで便利な環境において暮らしているものの、共働き世帯の増加や保護者の長時間就労などにより、親子が接する時間はかつてより減っていることが想定されます。

第3節 地域の変化

少子化とプライバシー意識の高まりによって、地域と子どもの関係性はより希薄化しています。互いの信頼関係が築けないこともあり、地域(周囲)からの子どもやその保護者に対する目はより厳しいものとなっています。

また、子どもの保護者にとっても、出産するまで乳幼児と接した経験が少なく、すべてが初めての子育てとなっているほか、相談先もなく、トラブルや悩みを一人で抱え込むことが多くなっています。少子高齢化・人口減少による経済的な不安も大きく、これまで以上に子育て世代が抱える不安は大きくなってきています。

さらに、経済のグローバル化、技術の高度化が進むことで、個人に求められる能力も変化してきており、社会としても多様性が求められるようになっています。令和2年からは小学校の英語教育が本格化するほか、小学校におけるプログラミング教育も必修化されることが予定されています。インプットを重視する受け身型の授業から主体的な行動を求める能動型の授業に変化していくことが見込まれています。

こうした地域や社会の変化・要請に対応しつつ、子どもの豊かな成長を支援していく 必要があります。

学んだことを人生や社会に 生かそうとする **学びに向かう力、人間性**など 実際の社会や生活で 生きて働く 知識及び技能 未知の状況にも 対応できる 思考力、判断力、 表現力など

■これから育成すべき資質・能力■

資料:文部科学省「学習指導要領『生きる力』周知・広報リーフレット」

第3章 白浜町の子ども・子育て環境の現状

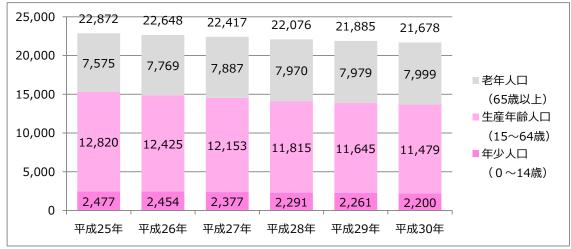
第1節 白浜町の姿

(1)人口構造

平成 25 年から平成 30 年までの人口の推移をみると、総人口は減少傾向で推移して います。年少人口、生産年齢人口が減少する一方で、老年人口は高止まり傾向を示して おり、本町においても、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■年齢3区分別人口の推移■

単位:人



資料:住民基本台帳人口(各年10月1日)

年齢3区分別人口割合でみると、少子化に伴って年少人口割合は低下を続けており、 現在は1割程度となっています。老年人口割合(=高齢化率)は3割台後半となってい ます。

■年齢3区分別人口割合の推移■

単位:%



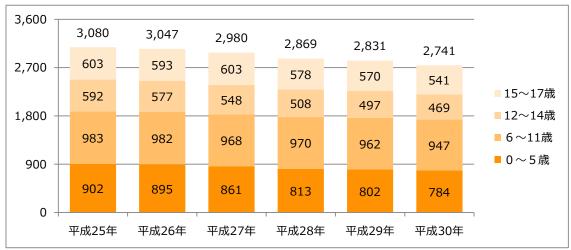
資料:住民基本台帳人口(各年10月1日)

(2) 子どもの人口

子ども(18歳未満)の人口についてみると、どの年齢層でも減少傾向が続いています。平成27年度以降、子ども人口は3,000人を切っています。

■子ども人口の推移■

単位:人



資料:住民基本台帳人口(各年10月1日)

障がいのある子どもについてみると、増加傾向にあることがわかります。また、全児 童数に占める障がいのある子どもの割合も上昇傾向にあり、障害の有無に関わらず、す べての町民が暮らしやすい環境を整えるとともに、子ども一人ひとりの発達の段階に応 じた支援を提供していくことの重要性が高まっていることがうかがえます。

■障がいのある児童数の推移■

単位:人、%



資料:民生課(各年10月1日)

(3) 出生の動向

出生数の推移をみると、100~150人で推移していることがわかります。

■出生数の推移■

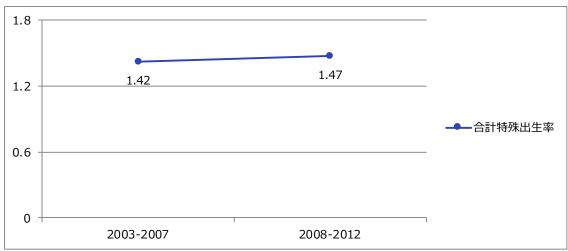
単位:人



資料:住民基本台帳人口(各年 10 月 1 日)

近年の合計特殊出生率をみると、最新の値では 1.47 となっており、若干の改善傾向がうかがえます。一方で、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「人口統計資料集(2019年版)」によれば、人口を維持するために必要な合計特殊出生率(人口置換水準)は 2.06 となっており、自然減は今後も長期的に続くことが想定されます。

■合計特殊出生率の推移■



資料:RESAS (地域経済分析システム)

(4)世帯の状況

本町の世帯数と平均世帯人員数の推移をみると、世帯数は 11,000 世帯強で推移しており、ほぼ横ばいとなっています。人口減少が続いているため、平均世帯人員数は低下傾向にあり、平成 28 年以降は2人を割り込んでいます。核家族化の流れが続いていることがうかがえます。

■世帯数と平均世帯人員数の推移■

単位:世帯、人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
世帯数	11,196	11,193	11,150	11,088	11,124	11,146
人口	22,872	22,648	22,417	22,076	21,885	21,678
うち子ども数	3,080	3,047	2,980	2,869	2,831	2,741
平均世帯人員	2.04	2.02	2.01	1.99	1.97	1.94

資料:住民基本台帳人口(各年10月1日)

(5) 女性の労働力率

平成 17年から平成 27年までの本町の女性の労働力率をみると、30代前半と 40代以降で上昇しており、女性の就労が拡大していることがうかがえます。以前は 20代後半から 30代にかけて労働力率が低下する「M字カーブ」がみられていましたが、現在は 20代から 50代にかけてはいずれも 70%台から 80%台となっており、M字カーブは解消されてきていることがわかります。今後も、就労中の母親への子育て支援を展開していく必要があります。

■白浜町の女性の労働力率の推移■

単位:%



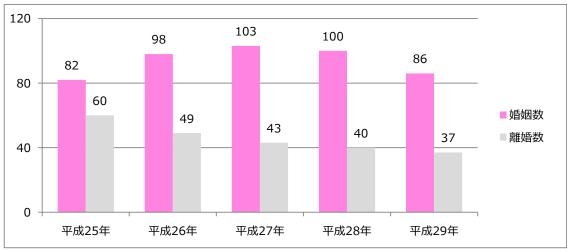
資料:国勢調査

(6)婚姻の状況

近年の婚姻数をみると、100件前後で推移しています。また離婚数については、減少傾向にあり、平成29年においては37件となっています。

■婚姻数・離婚数の推移■

単位:件



資料:人口動態統計(市町村別)

第2節 白浜町における子ども・子育て支援の状況

(1)保育園の利用状況

町内には、保育園が6園(公立保育園4園/私立保育園2園)設置されています。入 所率は低下傾向にありますが、待機児童の発生もほとんどなく、保護者の利用希望は充 足している状況にあります。

■保育園の設置状況・利用状況■

単位:園、人、%

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
町立保育園	5	4	4	4	4	4
私立保育園	2	2	2	2	2	2
計	7	6	6	6	6	6
認可定員数	590	560	560	560	560	570
在籍児童数	523	501	506	464	476	467
広域入所児童数	5	5	10	6	7	9
入所率	88.6	89.5	90.4	82.9	85.0	81.9
待機児童数	0	0	0	1	0	0

資料:民生課(各年4月1日)

※「在籍児童数」は、町内の施設を利用する町内居住者の人数を指す。

※「広域入所児童数」は、町外の施設を利用する町内居住者の人数を指す。

※「入所率」は認可定員数に占める在籍児童数の割合を示す。

■町内の保育園 (一覧) (平成 31 年 4 月 1 日現在) ■

	施設名	認可定員
	白浜保育園	150 名
公立	湯崎保育園	50 名
交五	しらとり保育園	130 名
	日置保育園	70 名
私立	堅田保育園	80 名
1/4 <u>1/</u>	堅田第二保育園	90 名

資料:民生課

(2) 幼稚園の利用状況

町内には幼稚園が2園設置されています。在籍児童数は近年減少傾向にあります。

■幼稚園の設置状況・利用状況■

単位:園、人

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
公立幼稚園	2	2	2	2	2	2
私立幼稚園	0	0	0	0	0	0
定員数	175	175	175	175	175	175
在籍児童数	63	77	70	72	60	52

資料:民生課(各年4月1日)

■町内の幼稚園(一覧)■

	施設名	定員	備考
\.\.	白浜第一幼稚園	70 名	受け入れ対象年齢: 4歳以上。
Z.T.	富田幼稚園	105 名	受け入れ対象年齢:3歳以上。

資料:民生課

(3) 児童館の利用状況

町内には児童館が1か所設置されています(白浜町立児童館)。平成28年度以降は年間利用児童数が4,000人以上となっており、高止まりの傾向を示しています。

■児童館の設置状況・利用状況■

単位:か所、人

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
設置数	1	1	1	1	1	1
年間利用児童数	2,920	2,700	2,865	4,122	4,508	4,450

資料:教育委員会(各年3月31日)

第3節 アンケート調査からみた白浜町の現状

(1)調査の目的

本計画を策定するにあたって、「白浜町子ども・子育てに関する調査」を実施しました。 この調査は、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため の基礎資料とするとともに、本町における子育て環境の変化や、町民が求める取り組み 等を把握することで、より効果的な子育て支援策を検討することを目的とするものです。

(2)調査の実施概要

調査対象と調査方法、回収結果については以下に示すとおり。

■調査の実施概要■

調査種別	未就学児	小学生
調査対象	白浜町に居住する就学前児童 (0歳~5歳)の保護者	白浜町に居住する小学生(1年 生~4年生)の保護者
抽出法	有意抽出*	全数抽出
調査方法	郵送法	学校を通じて配布・回収
調査時期	平成 31 年 1 月	平成 31 年 1 月
調査地域	白浜町全域	白浜町全域
配布数	647 票	635 票
有効回収数	340 票	396 票
有効回収率	52.6%	62.4%

[※]回答者の負担を軽減するため、同一世帯に複数の未就学児がいる場合は年下の子どもに対してのみ配布。 ※回答の比率は小数点第1位で端数処理をしているため、合計が100%にならない場合がある。

(3)地区区分について

一部の設問は、回答者の居住地区によっての違いを調査するため、クロス集計を実施 しています。居住地区の区分は以下に示すとおり。

■地区区分■

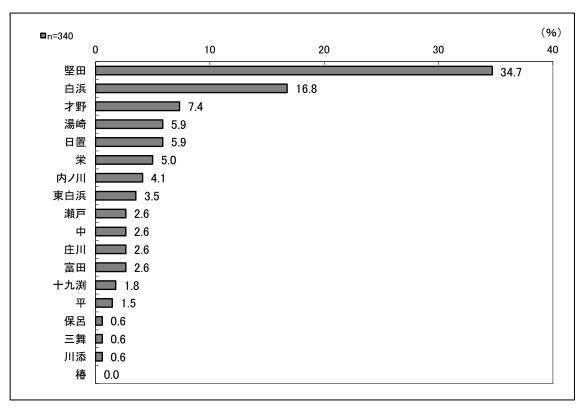
地区区分	地区名
「白浜地区」	瀬戸、白浜、湯崎、東白浜
「富田地区」	堅田、才野、中、栄、平、保呂、内ノ川、庄川、十九渕、富田、椿
「日置地区」	日置、三舞、川添

(4) 未就学児対象調査の結果(概要)

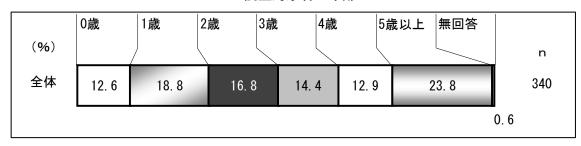
1. 回答者の属性

回答者の主な属性は以下のとおり。「堅田」、「白浜」に居住する回答者が多くなっています。

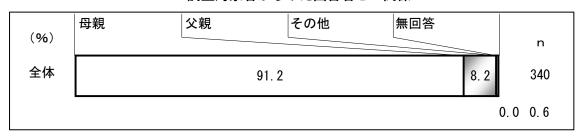
■回答者の居住地区■



■調査対象者の年齢■



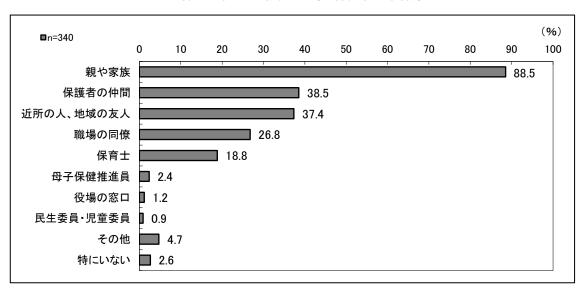
■調査対象者からみた回答者との関係■



2. 子育てに関する相談先・情報の入手先

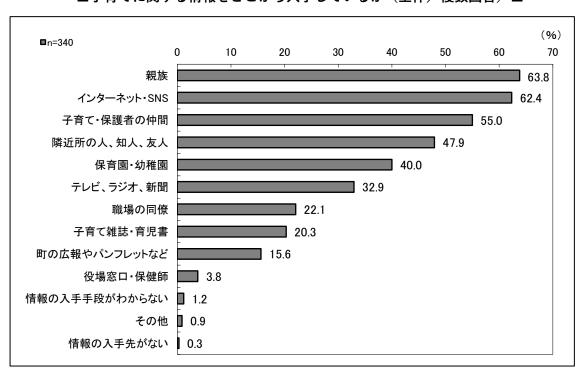
子育てをする上で、気軽に相談できる人についてたずねたところ、「親や家族」が88.5%と他を大きく引き離して第1位となっており、次いで「保護者の仲間」や「近所の人、地域の友人」などが続いています。なお、「特にいない」は2.6%となっています。

■子育てに関する相談先(全体/複数回答)■



子育てに関する情報をどこから入手しているかたずねたところ、「親族」、「インターネット・SNS」、「子育て・保護者の仲間」などが上位となっています。保護者の多くがインターネットを使って子育で情報を収集しており、今後もウェブサイト等を通じて正しい情報を発信していく必要があります。

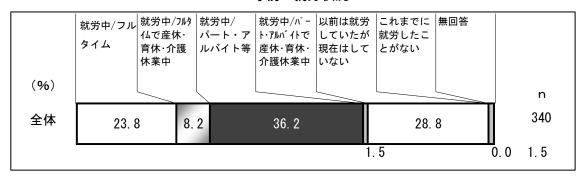
■子育てに関する情報をどこから入手しているか(全体/複数回答)■



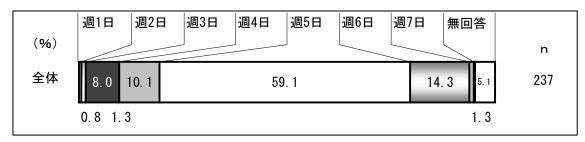
3. 保護者の就労状況

母親の就労状況については、「就労中/フルタイム」が23.8%、「就労中/パート・アルバイト等」が36.2%を占めており、6割の回答者が何らかの就労をしていることがわかります。なお、「以前は就労していたが現在はしていない」は28.8%となっています。また、週あたりの就労日数は、「週5日」が59.1%、「週6日」が14.3%となっています。

■母親の就労状況■

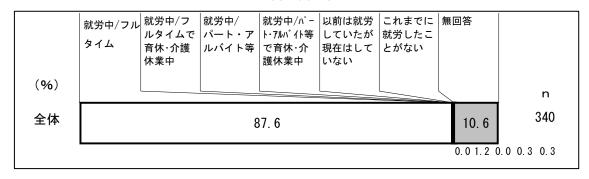


■母親の就労日数(週あたり)■

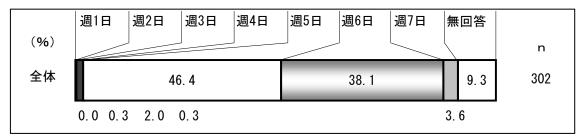


父親の就労状況については、「就労中/フルタイム」が87.6%となっています。 また、週あたりの就労日数は、「週5日」が46.4%、「週6日」が38.1%となっています。

■父親の就労状況■



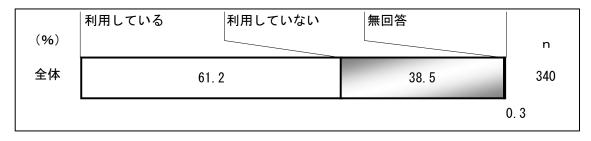
■父親の就労日数(週あたり)■



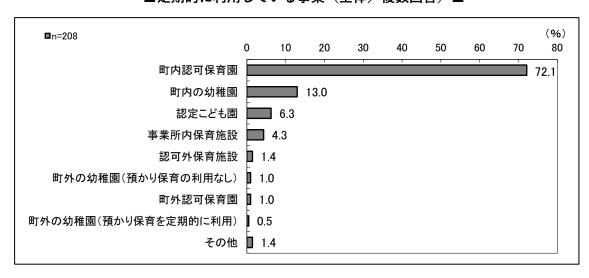
4. 定期的な教育・保育事業の利用

定期的な教育・保育事業の利用については、「利用している」が6割強を占めています。 利用している事業については、「町内認可保育園」(72.1%)が他を大きく引き離して最 も多く、次いで「町内の幼稚園」(13.0%)、「認定こども園」(6.3%)などとなってい ます。

■定期的な教育・保育事業を利用しているか■



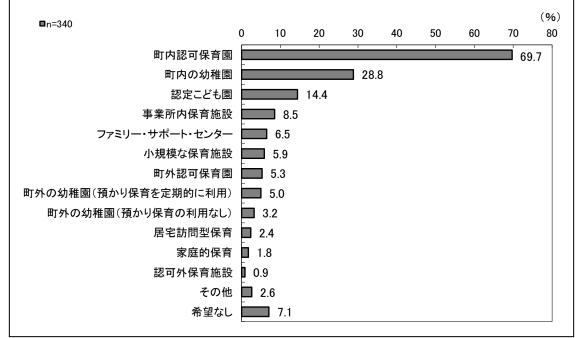
■定期的に利用している事業(全体/複数回答)■



定期的に利用したい事業についてたずねたところ、「町内認可保育園」(69.7%)が最 も多く、次いで「町内の幼稚園」(28.8%)、「認定こども園」(14.4%) などとなって います。

■定期的に利用したい事業(全体/複数回答)■

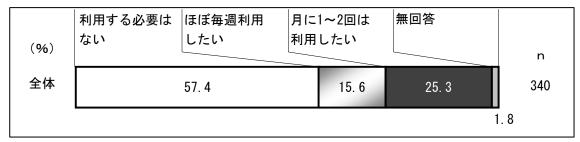
■n=340



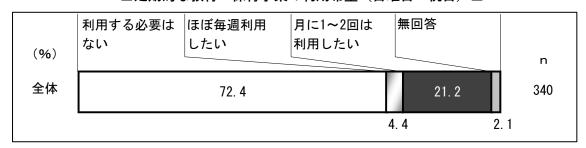
土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望についてたずねたところ、「利用する必要 はない」が6割弱を占めるのに対し、「月に1~2回は利用したい」が3割弱、「ほぼ毎 週利用したい」が2割弱を占めており、合わせて4割強の回答者が土曜日の利用を希望 していることがうかがえます。

また、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、「利用する必要 はない」が7割強、「月に1~2回は利用したい」が2割強となっています。



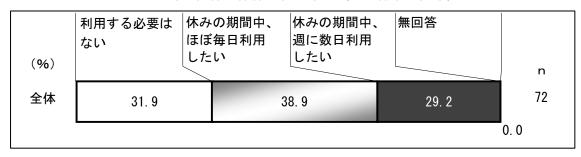


■定期的な教育・保育事業の利用希望(日曜日・祝日)■



長期休暇期間中の教育・保育の利用希望については、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が4割弱、「休みの期間中、週に数日利用したい」が3割弱となっています。

■定期的な教育・保育の利用希望(長期休暇期間中)■



5. 町が実施する事業の認知度・今後の利用希望

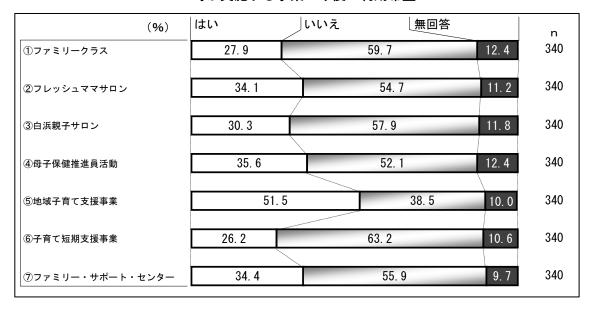
事業の認知度については、「④母子保健推進員活動」や「⑤地域子育て支援事業」では、「はい」(知っている)が7割を超えており、「⑥子育て短期支援事業」以外のいずれの事業も「はい」が5割以上を占めています。

事業の今後の利用希望については、「⑤地域子育て支援事業」で「はい」(利用したい)が5割以上を占めています。

はい いいえ (%) 無回答 340 ①ファミリークラス 55.3 40.9 3.8 66. 5 28. 8 340 ②フレッシュママサロン 4.7 ③白浜親子サロン 33. 8 340 62. 1 4. 1 ④母子保健推進員活動 71. 5 23. 8 340 4. 7 20.3 340 ⑤地域子育て支援事業 75.0 4.7 71. 8 340 ⑥子育て短期支援事業 25.0 3. 2 ⑦ファミリー・サポート・センター 67. 1 29. 4 340 3.5

■町が実施する事業の認知度■

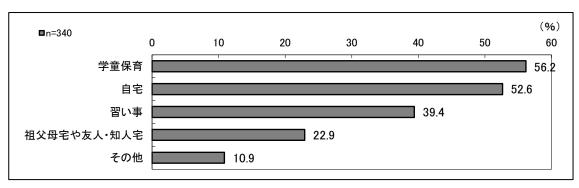
■町が実施する事業の今後の利用希望■



6. 放課後の時間の過ごし方

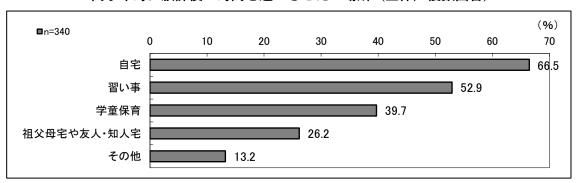
低学年時に放課後の時間を過ごさせたい場所については、「学童保育」(56.2%)が最も多く、次いで「自宅」(52.6%)、「習い事」(39.4%)などとなっており、低学年時においては、「学童保育」のニーズが高いことがうかがえます。

■低学年時に放課後の時間を過ごさせたい場所(全体/複数回答)■



高学年時に放課後の時間を過ごさせたい場所については、「自宅」(66.5%)が最も多く、次いで「習い事」(52.9%)、「学童保育」(39.7%)などとなっています。高学年になると、「学童保育」の利用意向は低下することがうかがえます。

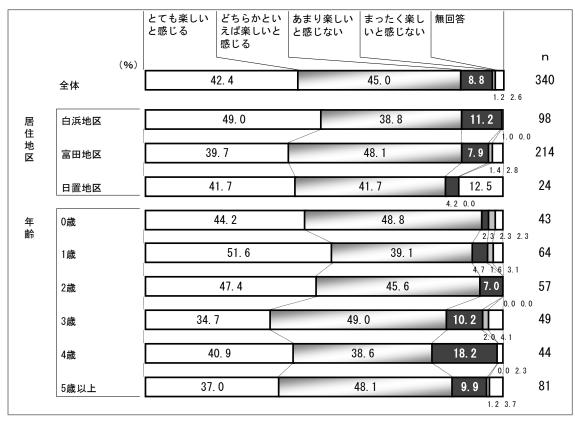
■高学年時に放課後の時間を過ごさせたい場所(全体/複数回答)■



7. 子育て全般に関すること

子育ては楽しいと感じるかたずねたところ、「とても楽しいと感じる」と「どちらかといえば楽しいと感じる」を合わせた"楽しい"が9割弱を占めています。

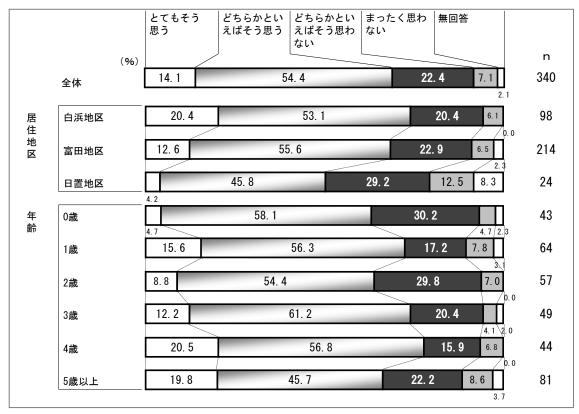
■子育ては楽しいと感じるか■



白浜町は子育てしやすい環境だと感じるかたずねたところ、「とてもそう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた"そう思う"が7割弱を占める一方で、「どちらかといえばそう思わない」と「まったく思わない」を合わせた"そう思わない"が3割弱となっています。

白浜地区、富田地区では"そう思う"が7割程度を占めるのに対し、日置地区では5割にとどまっています。

■白浜町は子育てしやすい環境だと感じるか■



白浜町の子ども・子育て支援への満足度については、「満足している」と「やや満足している」を合わせた"満足している"が6割強、「あまり満足していない」と「まったく満足していない」を合わせた"満足していない"が3割強となっています。日置地区では"満足していない"の割合が他の地区と比べて高くなっています。

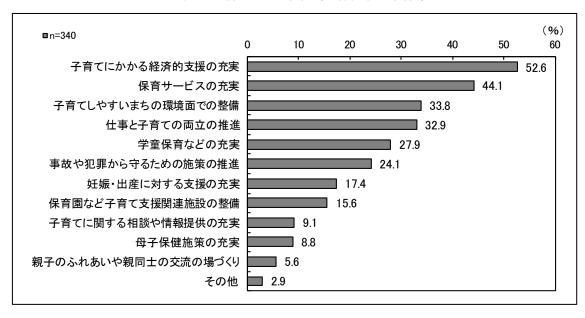
まったく満足|無回答 やや満足して あまり満足 満足している していない していない いる n (%) 340 51.8 28. 8 5. 9 10.9 全体 2. 6 14.3 55.1 25.5 5. 1 98 白浜地区 住 地区 9.8 51.9 29.0 6. 1 214 富田地区 3.3 8. 3 8.3 37. 5 24 41.7 日置地区 4 2 43 53.5 年齢 37. 2 0歳 4.7 2.3 46. 9 14. 1 28. 1 6.3 64 1歳 4.7 7. 0 36.8 7. 0 57 49. 1 2歳 7 0.0 8. 2 57. 1 26.5 6. 1 49 3歳 6.8 65.9 22.7 44 4歳 **4**.∕5 0.0 45. 7 24.7 6. 2 81 19.8 5歳以上

■白浜町の子ども・子育て支援への満足度■

8. 重要な子育て支援対策

今後重要な子育て支援対策については、「子育てにかかる経済的支援の充実」(52.6%) が最も多く、次いで「保育サービスの充実」(44.1%)、「子育てしやすいまちの環境面での整備」(33.8%)、「仕事と子育ての両立の推進」(32.9%) などとなっています。

■重要な子育て支援対策(全体/複数回答)■

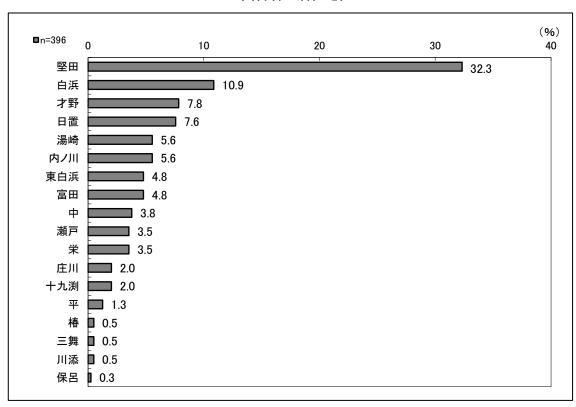


(5) 小学生対象調査の結果(概要)

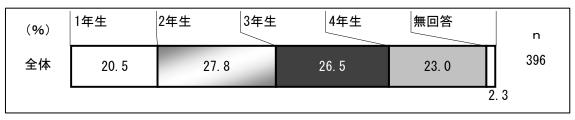
1. 回答者の属性

回答者の主な属性は以下のとおり。「堅田」に居住する回答者が多くなっています。

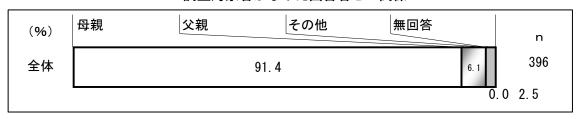
■回答者の居住地区■



■調査対象者の学年■



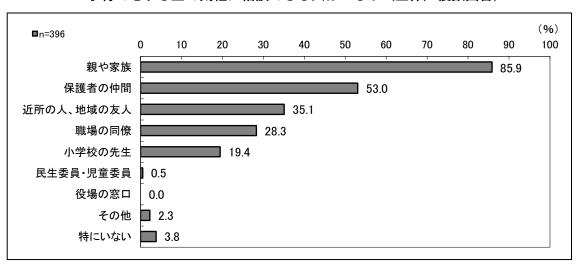
■調査対象者からみた回答者との関係■



2. 子育てに関する相談先・情報の入手先

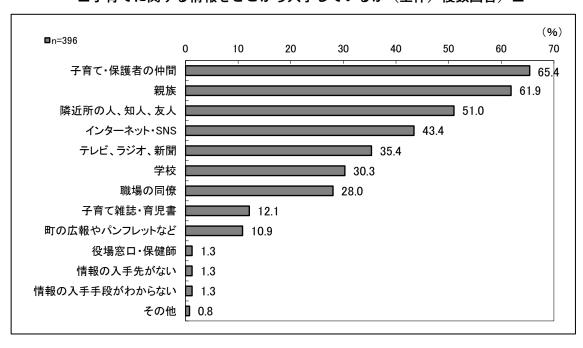
子育てに関する相談先については、「親や家族」が他を大きく引き離して第1位となっており、次いで「保護者の仲間」や「近所の人、地域の友人」などとなっています。なお、「特にいない」は3.8%となっています。

■子育てをする上で気軽に相談できる人はいるか(全体/複数回答)■



子育てに関する情報をどこから入手しているかたずねたところ、「子育て・保護者の仲間」が最も多く、次いで「親族」、「隣近所の人、知人、友人」などとなっています。未就学児対象の調査では「インターネット・SNS」が第2位となっていましたが、小学生対象の調査では第4位となっており、ウェブによる情報の取得は未就学児の保護者よりも少ないことがうかがえます。

■子育てに関する情報をどこから入手しているか(全体/複数回答)■

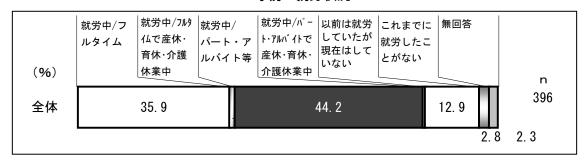


3. 保護者の就労状況

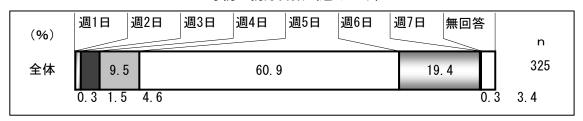
母親の就労状況については、「就労中/パート・アルバイト等」が4割強、「就労中/フルタイム」が4割弱を占めており、何らかの就労をしている保護者が8割以上となっています。未就学児童の保護者と比べると、就労している母親の割合が高くなっています。就労日数も「週5日」が6割強、「週6日」が2割弱を占めています。

また、父親の就労については、「就労中/フルタイム」が8割を超え、就労日数も「週 5日」・「週6日」がともに4割強を占めています。

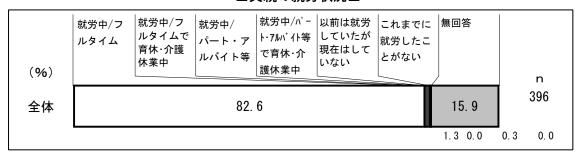
■母親の就労状況■



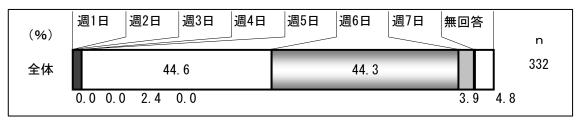
■母親の就労日数(週あたり)■



■父親の就労状況■



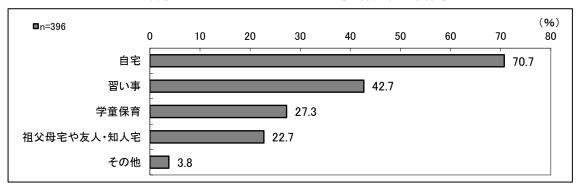
■父親の就労日数(週あたり)■



4. 放課後の過ごし方

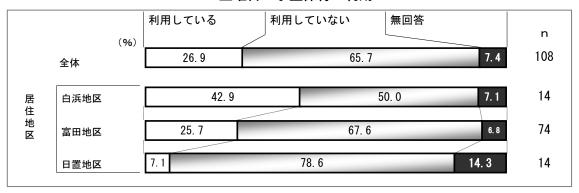
放課後をどこで過ごしているかたずねたところ、「自宅」(70.7%)が他を大きく引き離して第1位となっており、次いで「習い事」(42.7%)、「学童保育」(27.3%)などとなっています。

■放課後をどこで過ごしているか(全体/複数回答)■

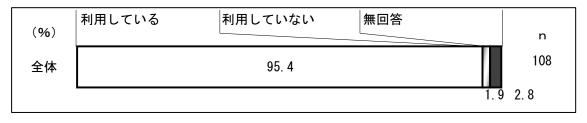


土曜日の学童保育の利用については、「利用している」が3割弱を占めています。また、 長期休業中の学童保育の利用については、「利用している」が9割以上となっています。 特に長期休業中の学童保育の重要性が高いことがうかがえます。

■土曜日の学童保育の利用■



■長期休業中の学童保育の利用■



今後、学童保育を利用したいかたずねたところ、「利用したい」が46.5%となっています。

■学童保育を利用したいか■

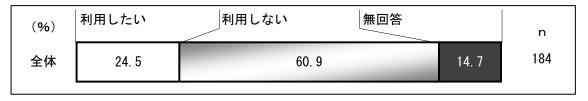


また、学童保育を「利用したい」と回答した人に対し、平日、土曜日、長期休業中の利用についてそれぞれたずねたところ、「利用したい」の割合は、平日が67.9%、土曜日が24.5%、長期休業中が96.2%となっています。特に夏季休業など、長期休業時における子どもの居場所づくりの必要性が引き続き高くなっていることがうかがえます。

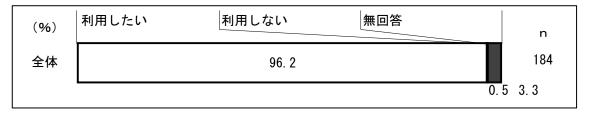
■学童保育の利用意向(平日)■



■学童保育の利用意向(土曜日)■



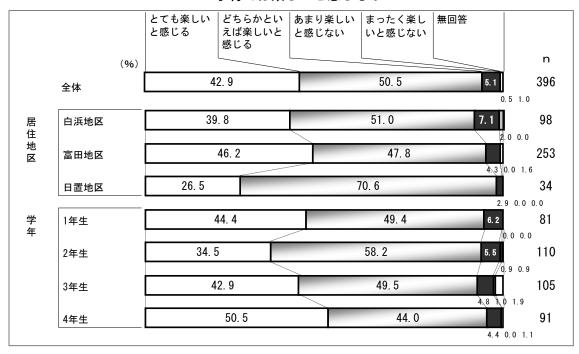
■学童保育の利用意向(長期休業中)■



5. 子育て全般に関すること

子育ては楽しいと感じるかたずねたところ、「とても楽しいと感じる」と「どちらかといえば楽しいと感じる」を合わせた"楽しいと感じる"が9割強を占めています。

■子育ては楽しいと感じるか■

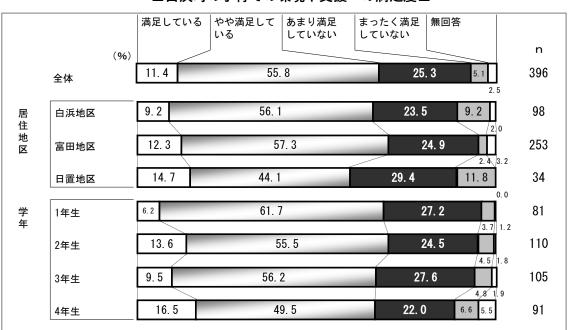


白浜町は子育てしやすい環境だと感じるかたずねたところ、「とてもそう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた"そう思う"が7割強、「どちらかといえばそう思わない」と「まったくそう思わない」を合わせた"そう思わない"が3割弱となっています。

どちらかとい 無回答 とてもそう どちらかとい まったく思 思う えばそう思う えばそう思わ わない ない n (%) 5. 6 60.6 21.0 396 10.4 全体 53.1 26. 5 8. 2 98 12.2 白浜地区 住 地区 10.3 64.8 17.8 253 富田地区 3.6 3.6 8.8 50.0 26.5 14.7 34 日置地区 0.0 学 年 7.4 61.7 6. 2 81 22. 2 1年生 58. 2 5. 5 14.5 20.9 110 2年生 105 21.9 8.6 61.9 3年生 4.8 2.9 11.0 60.4 18.7 6.6 91 4年生

■白浜町は子育てしやすい環境だと感じるか■

白浜町の子育ての環境や支援への満足度については、「満足している」と「やや満足している」を合わせた"満足している"が7割弱、「あまり満足していない」と「満足していない」を合わせた"満足していない"が3割強となっています。

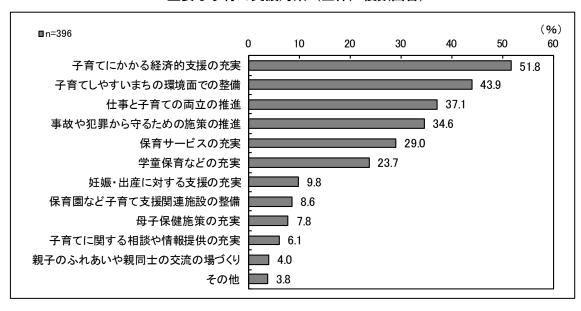


■白浜町の子育ての環境や支援への満足度■

6. 重要な子育て支援対策

今後重要な子育て支援対策については、「子育てにかかる経済的支援の充実」が最も多く、次いで「子育てしやすいまちの環境面での整備」、「仕事と子育ての両立の推進」、「事故や犯罪から守るための施策の推進」などとなっています。

■重要な子育て支援対策(全体/複数回答)■



第4節 白浜町の子ども・子育て支援における課題

社会や本町における子ども・子育てを取り巻く環境の変化、アンケート結果等を考慮し、本町が今後5年間で取り組むべき課題を以下のように整理します。これらの課題の解決を通じて、白浜町の子育て環境に対する満足度のさらなる向上を図ります。

(1) すべての子どもの権利の保護と生きる力の向上

厚生労働省が令和元年8月に公表した「平成30年度の児童相談所での児童虐待相談 対応件数(速報値)」によると、児童相談所での児童虐待相談対応件数は平成30年度で 16万件近くとなっており、過去最多を更新しています。すべての子どもがその権利を 保護され、安心して生活することができる環境の整備が重要です。

また、新たな学習指導要領では、英語教育の本格化やプログラミング教育の必修化が 図られることとなっており、生きる力の獲得とさらなる向上が図られることとなります。 今後も技術革新が進み、個人の生活様式にも大きな変化が生じることが予想されます。 時代や社会の変化に柔軟に対応しながら、生き抜いていくことができるよう、子どもの 自立性や主体性の獲得を支援していく必要があります。

(2) 保護者への支援の充実

本町には多くの温泉が湧出するほか、良質な海水浴場が立地するなど、日本でも有数の観光地となっています。主要な産業の1つである観光業をはじめとした第3次産業の従事者が多いことから、保護者の就労状況に合わせた子育て支援の提供が重要となります。就学児童の保護者へのアンケートでも、長期休業中の学童保育の利用意向が9割以上を占めており、平日のみならず、夏季休業などの学校休業中の子どもの居場所づくりと保護者の就労支援が強く求められています。子育てと就労を両立することができるサービスの提供体制の確保が必要です。

また、心身の健康は、子育てにおける基本となるものです。食習慣や睡眠などの基礎的な生活習慣における健康づくりを支援するのみならず、近年全国的に増加傾向にある発達に不安のある子どもや支援が必要な子どもに対するサポートも、量と質の両面から拡充を図る必要があります。

(3)子どもを見守り、その保護者を支える地域づくり

かつては地域の住民など多くの人が子育てに関わることが一般的となっていましたが、 核家族化やプライバシー意識の高まりなどにより、子育ての負担は母親に集中する傾向 が強くなっています。社会との接点が少なくなることで、母親の育児不安や親子の社会 性の喪失などにつながる可能性が高くなります。一方で、女性の就労は増加傾向にあり、 M 字カーブ現象は以前よりも緩やかになっています。社会全体として性別役割分業から の脱却が図られる中で、今後も男性による家事・育児への参加を促進するなど、家庭内 における子育てについても、意識の改善を図っていく必要があります。また、働き方改 革の推進に伴い、時間外労働の上限規制が強化されることとなりましたが、今後も子育 て世代が働きやすく、子育てのしやすい社会づくりが求められます。個人の努力だけで は限界があり、事業者の協力も不可欠です。

また、孤立しがちな保護者や子どもに対しては、行政のみならず地域全体で子どもや 子育て中の保護者を受け入れ、見守っていく環境づくりが大切です。特に困りごとを抱 えた家庭に対して、適切な介入と支援の提供が重要です。子どもや子育て家庭の暮らし やすいまちづくりを実現できるよう、安全・安心を基本としたハード・ソフト両面にお ける整備が求められます。

第4章 町全体で子ども・子育てを支えるための施策の 推進(次世代育成支援地域行動計画)

第1節 計画の基本理念

本計画を策定するにあたって実施したアンケートでは、白浜町の子育て環境や支援への満足度について、"満足している"が"満足していない"を大きく上回る結果となり、第1期計画に基づいて実施してきた施策については、概ね効果が得られたものと考えられます。

今後もより子育てしやすいまちづくりを進めていくためには、これまでの取り組みを 継続するとともに、社会情勢等の変化に柔軟に対応しつつ、一人ひとりの子どもとその 保護者に対するきめ細かなサポートを提供していく必要があります。

本計画においては、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な認識のもと、今後も家庭、学校、地域が保護者に寄り添い、子育てに対する保護者の負担、孤立感を減らしていくことのできる社会を構築するため、第1期計画における基本理念「地域ぐるみのささえ合い・たすけ合いで子育ての喜びを実感できるまち」を継承し、引き続き子育てしやすい白浜町の実現に向けた各施策を展開するとともに、法制度等の変化や社会情勢の変化等に応じた柔軟な対応に努めていくこととします。

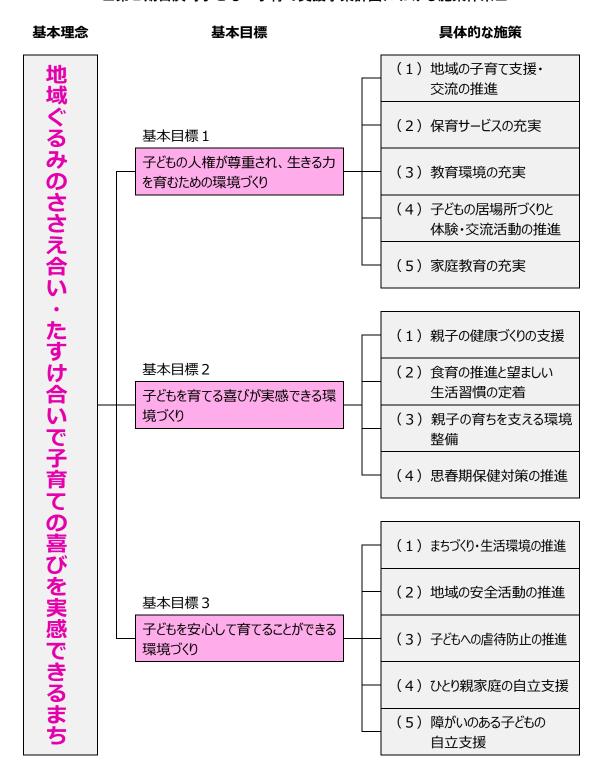
■基本理念■

地域ぐるみのささえ合い・たすけ合いで 子育ての喜びを実感できるまち

第2節 施策体系

本町の子育て支援に関する課題と基本理念を踏まえ、本計画の施策体系を以下のように定めます。

■第2期白浜町子ども・子育て支援事業計画における施策体系■



第3節 施策の展開

(1)基本目標1 子どもの人権が尊重され、生きる力を育むための環境づくり

1. 地域の子育て支援・交流の推進

子育て支援に関する正しい情報をきめ細かく提供していきます。

また、未就園児とその保護者が地域で孤立することがないよう、定期的な訪問事業と 身近な地域での交流の場を提供します。子育て支援センターがより活用されるよう努め るとともに、各園における育児相談や交流活動への参加を促していきます。

No.	取り組み	概要	担当課
1	広報・啓発活動の強化	子どもや子育てに関する保健・医療・相談・保育サービスや各種制度・事業の情報についてインターネットや広報誌などの活用や多様な媒体を活用して効果的な情報提供に努めます。 「園だより」や「保健センターだより」については地域訪問時にも配布し、子育では地域訪問時にも配布し、いきまでの関する情報を広く知ってもらいきます。また、内容をさらに充実させ、やすての疑問に役立てるように、わかりきます。	民生課 住民保健課
2	地域訪問と園開放の 推進	未就園児の家庭を月1回戸別訪問し、 園の取り組みの紹介と継続的な園開放へ の参加を呼びかけます。 未就学児の遊びの場としてひろばや園 開放を引き続き実施し、地域に保育施設 を開放することで、親子の参加・交流を 促進します。	民生課

No.	取り組み	概要	担当課
3	相談体制の充実	不登校などの子育てに関する問題の円 滑などの子育でに関する問題の円 滑な解決を図るため、家庭、学校、関る 機関ながら適切に何別がですが応し、特にでは の子ででででででででででででででででででででででででででででででででででで	教育委員会 民生課 住民保健課
4	地域子育て支援センター事業の充実	子どもと保護者の交流の場となるような子育て講座を開催します。 保護者の心理的な負担をフォローできるよう、子育て支援のネットワークづくりに努めます。	民生課
5	子育てサークル等の 育成と支援	子育てサークルなど、地域における住 民主体の子育て支援の取り組みについて 検討し、子育てを社会全体で支える地域 づくりの推進を図ります。	民生課
6	養育支援家庭訪問事業	気がかりな家庭に対する訪問及び支援を続け、園開放への参加を呼びかけるとともに、子どもと親の状況を把握し、「孤立」や「子どもの虐待」の防止に努めます。 頼れる人が近くにいないケースに対しては、産後うつや育児ストレスを抱えてしまうリスクが高いため、出生時に周囲の子育て支援体制について把握するとともに、定期訪問や親子サロンの紹介などもに、定期訪問や親子サロンの紹介なます。	民生課 住民保健課

2. 保育サービスの充実

多様化する保護者の就労形態に対応するため、多様な保育サービスの確保を図ります。 保育サービスの量・質の両面における充実を図ります。

No.	取り組み	概要	担当課
1	教育・保育サービスの提供	幼稚園・保育園における幼児教育・保育サービスを提供します。 未就学児の遊び場としてひろばや園開放を引き続き実施し、地域に保育施設を開放して交流ができる場を提供します。	民生課
2	多様なニーズに応じた 保育サービスの確保と 提供	保護者のニーズを把握しつつ、継続的に時間外保育を提供します。 病後児保育事業については、田辺市等と協議し、事業実施に努めます。 保育園での緊急一時保育事業につつ、園で、園の行事の実施等も考慮しつれる事業につつ、を関連するほか、の提供に努めます。 ファ知のでは、カート・センター事拡けの提供に努めます。 ファヤポート・その利用に向けるといる。サポートを図るサポートを図の増加に向けるとサポートを図ります。 放課後児童健全育成事業(学童保育)にのた事業の提供体制の確保を図ります。	民生課 教育委員会
3	教育・保育サービスの 質の向上	保育指針に基づく保育計画により保育サービスを提供するとともに、自己評価を定期的に行い、保育計画に活かしていきます。 保育園・幼稚園職員に対する研修を充実商園の運営面においても保護者との信頼感を高め、地域に開かれた保育施設となるように努めます。 今後も児童数や保護者の保育ニーズ動向をとらえながら、就学前児童の教育・保育の場の確保、質の向上を目指します。	民生課

3. 教育環境の充実

自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」を育て、創意工夫を活かした教育活動を 展開するとともに、個性を活かした、可能性を高める教育のより一層の充実を図ります。 また、障がいのある子どもの受け入れ体制・支援体制の強化を図り、教育環境の向上に 努めます。

No.	取り組み	概要	担当課
1	地域に開かれた学校づ くりと学校運営の確立	各学校の活動実態や特性に応じた地域 との連携のあり方について、検討・協議 し、地域とのつながりの強化を図ります。	教育委員会
2	確かな学力の充実	研究指定校における研究成果を町全体 の小中学校に広め、町全体の確かな学力 の充実につなげます。	教育委員会
3	人権教育の推進	町内小学校において、保護者を対象に した命の大切さや女性・子ども・高齢者・ 障がいのある方などの人権に関わる問題 についての学習会や人権学習の場を提供 します。	教育委員会
4	ふるさと教育の充実	郷土の偉人である小山肆成の顕彰をは じめ、地域の文化・文化財を活用したふ るさと教育を引き続き実施します。	教育委員会
5	道徳教育の推進	道徳の時間や学校生活を通じて、他者 との関係性や社会倫理について学ぶこと で、豊かな心情や思いやりの心を身につ けられるよう努めます。	教育委員会
6	環境教育・情報教育の 推進	地域の環境美化やリサイクル活動、省 エネルギー対策など、身近な環境を大切 にする取り組みを引き続き進めます。 コンピュータに慣れ親しむ機会を確保 し、インターネットを利用する上で必要 なモラルとリテラシーの向上に努めま す。	教育委員会
7	幼児教育の充実	遊びを中心とした楽しい集団活動の中で豊かな体験ができ、幼児期にふさわしい道徳性が芽生えるように、幼稚園教育要領の理解を深め、保育園・幼稚園・小学校・中学校などの関係団体との連携のもと、幼児教育を推進します。	教育委員会 民生課
8	保育園、幼稚園、小・ 中学校の連携	就学、進学へのスムーズな移行が図れるよう、相互の交流を深め必要な情報連 携の強化に努めます。	教育委員会 民生課

4. 子どもの居場所づくりと体験・交流活動の推進

子どもが安心して集まることのできる居場所として児童館の利用を促進し、児童館活動の一層の充実を図ります。

また、子どもたちに多様な体験の機会を拡充するため、地域の理解と参加を得ながらともに活動する機会を増やし、交流や伝承活動のさらなる展開を図ります。「放課後子ども総合プラン」に基づき、関係課で連携して放課後児童対策を推進していきます。

No.	取り組み	概要	担当課
1	児童館を中心にした 活動の推進	「子どもの日行事」、「わぁいわぁい子 どもまつり」をはじめとした児童館行事 を継続して実施します。 また、親子クラブとの連携強化を図り、 子どもの自主活動を重視しつつ、安全・ 安心な子どもの居場所づくりと地域の活 動拠点の確保に努めます。	教育委員会
2	放課後子ども教室の開設	囲碁将棋教室の再開に向けた講師の確保に努めます。 スポーツ教室は年々、参加者の増加が みられることから、事業の継続と内容の 充実を図ります。	教育委員会
3	世代間交流の推進	「わぁいわぁい子どもまつり」、野外活動などの事業において、地元のボランティアや中高生サポーターの協力を得ることで、世代間交流を図ります。 中高生サポーター志望者が減少傾向にあるため、中学校等の関係機関との連携により、一人でも多くのサポーターの育成に努めます。	教育委員会
4	多様な体験機会の提供	小学校高学年を対象に自然探索、リーダー研修会を開催し、他校児童との交流の場を提供します。事業内容を随時見直し、内容が固定化することのないよう努めます。	教育委員会
5	スポーツ・文化活動の 推進	スポーツを通じて青少年の健全な心身 の発達を図るため、少年少女スポーツク ラブの育成支援を引き続き進めます。参 加者数の増加に向けた体験会の実施など についても検討していきます。	教育委員会
6	共育コミュニティ活動 の推進	「共育コミュニティ推進事業補助金」を交付します。各学校の地域連携担当教員をコーディネーターとして、学校と地域が連携し、地域の特色を活かした取り組みを行います。また、ボランティア登録者の増加に向けて取り組みます。	教育委員会

5. 家庭教育の充実

子育てにおける根幹を担う家庭における子育て力の向上を図ります。学校やPTA、地域等との連携を深め、子どもたちとの接点を増やすことで、地域とのつながりの強化を図るとともに、子どもや子育て家庭についての地域の認識を深めていけるように、生涯学習や地域活動での継続的な啓発に努めます。

No.	取り組み	概要	担当課
1	家庭教育の推進	日置川地域において、家庭と地域の関係などについて学習する家庭学級を2学級(日置・市鹿野)開催します。毎年テーマを変えて開催します。 子育て支援センターにおいて、親の仲間づくりや子どもの友達づくりなどを目指した活動を通じ、乳幼児教育の充実に努めます。	教育委員会 民生課
2	地域の子育て支援を高 めるための青少年教育 の推進	青少年の現状の理解を深めるため、家庭、学校、地域、青少年センター、教育相談員、関係団体などのさらなる連携強化に努めます。	教育委員会

(2) 基本目標2 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり

1. 親子の健康づくりの支援

地域とのつながりが希薄化し、町民にとって子どもは以前よりも身近な存在ではなくなっています。初めての子育てに戸惑う保護者も少なくありません。保護者の子育てに対する不安や孤立感の軽減を図るため、定期的な訪問や相談を行います。また、健康診断等を通じて、母子の健康づくりを支援していきます。

No.	取り組み	概要	担当課
1	妊婦健康診査の実施	妊婦健診の回数増加に伴い、早めに妊 娠届出を提出してもらい、早期から関わ りができるように努めるとともに、引き 続き妊娠期の健康管理を啓発します。	住民保健課
2	ファミリークラスの開催	妊婦と父親や家族が、妊娠中の生活について指導、助言を受けるファミリークラスを実施していますが、妊婦同士の仲間づくりの場として事業内容のさらなる充実に努めます。	住民保健課
3	フレッシュママサロン の開催	概ね生後 2~10 か月までの子どもと保護者を対象に、保護者同士の交流の場となるような講座を開催し、育児不安の軽減につなげていきます。	住民保健課
4	子育てサロンの開催	1歳頃までの子どもを育てている保護者とその子どもを対象とし、同じような仲間と交流できる憩いの場である、子育てサロンを開催します。 子育てや離乳食などの講座を開催し、助産師などの専門職による育児相談などを行います。	住民保健課
5	乳幼児の訪問指導	乳幼児の家庭を保健師が訪問し、養育、健康管理に必要な知識と適切な情報提供及びアドバイスを行うなど、一人ひとりの状況に応じた指導を心がけ、育児不安の軽減、産後うつの早期発見などに引き続き努めます。 専門の相談機関を紹介するなどの必要な支援についても継続して行います。	住民保健課

No.	取り組み	概要	担当課
6	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん 事業)	概ね生後4か月までの子どもとその家庭を助産師、保健師、母子保健推進員が訪問し、乳児の成長記録、育児指導、発達相談、情報提供などを実施します。 子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭、虐待のおそれや課題を抱える家庭、鬼幼児の心身の発達に関して何らかの問題を抱える家庭を対象として、すべての子どもとその家庭を訪問し、早期から関わりが持てるように育児支援を実施します。	住民保健課
7	乳幼児健康診査・相談	乳幼児の発育・栄養状態・運動機能・ 精神発達の状況を確認するとともに、育 児支援の機会として、4か月児健診、10 か月児健診、1歳6か月児健診、2歳6 か月児相談、3歳6か月児健診を行って いますが、継続して受診を奨励していく とともに、未受診者対策に努めます。	住民保健課
8	継続指導が必要な 子どもへの支援	乳幼児健診などで継続して指導が必要な子どもとその家庭には、保健師が引き続き適切な支援を行います。 発達障害などについて気になる幼児を対象に、発達相談を実施し、専門家が個別に面接してアドバイスを行います。対象者によっては、保育園等の関係機関と連携して対応するなど、指導と支援の充実に努めます。	住民保健課
9	不妊治療費の助成	県の不妊治療費助成事業に基づき、不 妊治療費の負担軽減を図るため、一般不 妊治療費と特定不妊治療費の助成を継続 して実施します。	住民保健課

2. 食育の推進と望ましい生活習慣の定着

健康であることは、多くの町民の願いであり、幼少期において獲得した生活習慣は、 その後長期間にわたってその人の人生に大きな影響を与えます。子どもとその保護者に 対し、心身の健康づくりについて正しい知識を啓発することで、子どもの健やかな成長 を支援していきます。

No.	取り組み	概要	担当課
1	歯科保健の推進	2歳6か月児相談において、歯科衛生士による個別ブラッシング・歯科相談、栄養士による栄養相談・指導、保健師による発育確認・健康相談・保健指導・身体計測などを実施しています。虫歯予防を推進するため、「ほけんだより」や健診の機会を通じて、歯の健康についての啓発を引き続き実施します。	住民保健課
2	食育の推進	学校や幼稚園・保育園での給食を通じて、食生活の大切さを啓発し、望ましい食習慣や栄養についての知識の普及を図ります。 家庭への理解を深める活動として、給食試食会や食に関する講演会、料理教室の実施などに引き続き努めます。 白浜町すこやか推進協議会は、食生活を通じて健康意識を高め、健康なまちづくりにつなげることを目的に、地域で発活動や健康まつりなどの行事を通じて、親子への食育活動の展開を支援します。	教育委員会 民生課 住民保健課
3	望ましい生活習慣についての啓発	乳幼児・児童・生徒を持つ親などを対象に、子どもの生活リズムの確立や食生活、運動習慣などについて、様々な媒体を活用して意識の啓発と知識の普及に努めるとともに、家庭や各関係機関と連携しつつ、取り組みの強化を図ります。	住民保健課 教育委員会

3. 親子の育ちを支える環境整備

子育て中の保護者に対して、経済的負担を軽減するのみならず、ワーク・ライフ・バランスの向上を図り、子育てしやすいまちづくりを進めます。

また、子育て中の保護者や子どもが地域から孤立することがないよう、多世代が参加 できる活動の場を提供していきます。

No.	取り組み	概要	担当課
1	子育ての経済的負担の軽減	今後来でいる。 今後来減いの動ででは、 会とでは、 のないでは、 のないでは、 のないでであるがら、 ででであるがら、 でであるがら、 でであるがら、 でであるがら、 でであるがら、 でであるがら、 でであるがら、 ででであるがら、 でであるがら、 でであるがら、 でであるがら、 でであるがら、 でではていままえながら、 でではていままえながら、 でではていままえながら、 でではていままえながら、 でではていままえながら、 でのかり、 のが、、 のが、、 のが、、 のが、、 のが、、 のが、、 のが、、 のが、、 のが、、 のが、、 のが、、 のが、、 のが、 のが	民生課住民保健課
2	仕事と家庭生活、子育 ての調和の推進	就労環境と条件の充実のため、また調和のとれた家庭生活を送ることができるように、町民、事業所などに対し、関係法令及び各種制度の普及啓発を引き続き行います。	民生課
3	地域による子育て支援 活動への促進	おもちゃボランティアの協力による手作りおもちゃの製作活動を進め、地域の子どもたちにおもちゃの貸し出しを行い、ボランティアの活躍の場や人員を広げていけるよう取り組みます。 教育ボランティア、老人クラブの協力を得ながら、子どもたちが地域の方々とふれあう機会の確保に引き続き努めます。	民生課

No.	取り組み	概要	担当課
4	地域ぐるみの子どもを育てる活動の推進	町内4中学校2学年対象の職場体験学習については、生徒のニーズに合わせた事業所の協力を募ります。 自然体験事業については、事業の推進を図るともに、従来の事業自体の見直も検討します。 保育園での教育ボランティアやおものは、でがもあり、「一個では、一個では、では、事業の推進をでするがあるよう。 保育園での教育がランティアやおものがでするが、一学校と地域が連携して取り組んでいるがでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	民生課 教育委員会

4. 思春期保健対策の推進

情報通信技術の発達や国際化の進展、少子化などの影響により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。時代の変化に対応しながら、子どもが自ら心身と権利を守ることができるよう、思春期における保健教育を充実させていきます。

No.	取り組み	概要	担当課
1	たばこ・アルコール・ 薬物に関する教育の 推進	学校の保健体育の授業を中心に、道徳の時間や特別活動を通じて継続的な乱用防止対策に努めます。 家庭教育や地域の協力、関係機関との連携を得ながら、飲酒・喫煙防止教室などを通じて啓発を推進します。	教育委員会
2	思春期の心のケアの充実	県と連携して、思春期の心の悩みをケアする専門家の適切な配置や専門機関に 関する情報収集、紹介など、引き続き相 談体制の充実に努めます。	教育委員会
3	命の大切さの啓発	自分の心身のことを知る、命の大切さ を知る機会として、乳幼児とふれあう機 会や啓発活動の機会づくりを継続的に進 めます。	教育委員会
4	学校保健における健康・安全教育の徹底	薬物や喫煙による身体への影響についての指導、発達段階に応じた性教育指導計画に基づく指導に引き続き取り組みます。 児童生徒が望ましい食生活を身につけられるように、保護者に呼びかけながら、食に関する指導のさらなる充実を図ります。	教育委員会

(3) 基本目標3 子どもを安心して育てることができる環境づくり

1. まちづくり・生活環境の推進

子育てしやすい環境の創出には、教育・保育サービスなどをはじめとしたソフト面の 充実だけではなく、ハード面における整備も重要です。子どもや子連れの保護者が外出 しやすい施設や設備の整備・改修を行います。

また、本町は日本でも有数の観光地でもあることから、子どもが気兼ねなく遊ぶこと のできる場所の確保を引き続き進めていきます。

No.	取り組み	概要	担当課
1	子どもや子育て家庭に 配慮したまちづくりの 推進	子どもや妊産婦、子ども連れの保護者が安心して外出でき、活動できるまちづくりを進めます。 子どもや乳幼児連れの人が利用する公共施設などにおいては、段差の解消、手すりの設置などの整備を図るとともに、親子で利用できるトイレや授乳室の設置など、ユニバーサルデザインの視点ですべての人に利用しやすい施設となるよう、改修時などにあわせて計画的な改修・整備を促進します。	民生課 教育委員会
2	安全な道路交通環境の 向上	整備が必要な箇所については青少年育 成町民会議から町へ要望を行っており、 安全かつ快適に歩行や移動ができるよ う、今後も継続して取り組みます。	民生課 教育委員会 建設課
3	既存施設の有効利用に よる遊び場の確保	学校施設の開放や公民館や集会所の有 効活用等により、雨の日にも遊べる屋内 の子どもの居場所の確保に努めるととも に、他の既存施設の有効活用についても 利用時間のあり方を含め、引き続き検討 します。	教育委員会

2. 地域の安全活動の推進

安心して暮らせる環境の創出は、まちづくりの基本であり、年齢や障害の有無によらず、すべての町民の日常の基本となるものです。交通安全に対する取り組みの実施や犯罪・非行の防止を図ることで、子どもの安全を守るとともに、保護者が安心して子育てをできる環境づくりに努めます。

No.	取り組み	概要	担当課
1	交通安全活動の推進	子どもたちが交通安全の知識を正しく 持てるように、今後も関係機関と連携し た取り組みを実施します。 保護者の交通安全に対する意識向上を 目的とした親子での交通安全教室などの 実施を検討します。	総務課 民生課 教育委員会
2	地域の見守り活動等の推進	子どもを犯罪などの被害から守るため、地域において PTA などの学校関係者や地域団体が連携して見守り活動を展開するとともに、不審者情報や危険な場所などの地域安全情報を提供、情報の共有化の充実に努めます。 不審者情報等を配信する安心安全メールの利用促進を図るため、周知を図ります。 子どもの緊急避難場所となる「きしゅうくんの家」は警察署など関係機関と連携して、指定箇所の確認や情報提供に引き続き努めます。	教育委員会総務課
3	不慮の事故防止対策の 推進	乳幼児健診などの場で啓発を行うとと もに、関係機関と連携した事故防止及び 適切な応急処置などに関しての教育・情 報提供に努めます。	住民保健課 民生課
4	学校生活における安全 活動の推進	校内の安全点検を強化するとともに、 交通安全教室、防犯教室、防災訓練など を計画的に実施します。 児童生徒の登下校などの安全対策については、関係機関・団体などと連携強化 を図ります。 学校危機管理マニュアルに基づき迅速 で組織的な対応に努めるとともに、毎年 見直しにより改善を図ります。	教育委員会
5	青少年健全育成のため の活動の推進	携帯電話やインターネットによるいじめや犯罪被害に遭わないよう、また、ネット依存症に陥らないように、情報モラル教育の取り組みを推進します。	教育委員会

3. 子どもへの虐待防止の推進

厚生労働省が令和元年8月に公表した「平成30年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数(速報値)」によると、児童相談所での児童虐待相談対応件数は平成30年度で16万件近くとなっており、過去最多を更新しています。心理的虐待に係る相談対応件数が大幅に増加したことや警察等からの通告が増加したことが主な要因となっていますが、今後も相談対応件数は高い水準で推移することが想定されます。令和4年までに全市区町村で「子ども家庭総合支援拠点」を設置することが国の方針で示されるなど、児童虐待防止対策の推進は今後強化されていくことが見込まれるため、本町においても、国や県の動向を踏まえた児童虐待防止対策を推進していく必要があります。

引き続き、要保護児童対策地域協議会等において、支援を必要とする児童の情報を共 有・検討し、適切な介入に努めます。

No.	取り組み	概要	担当課
1	子どもへの虐待行為の 防止に対する啓発と防 止対策の推進	広報等を通じて、子どもの虐待に関する正しい理解や対応について、周知を図ります。 また、子どもに対しては、SOSの出し方や相談窓口などについて、パンフレット等を用いて周知します。	民生課 教育委員会
2	虐待に関する相談窓口 の確立と関係機関との ネットワーク化	学校などから虐待等に関する連絡が入ったときには、速やかに関係機関と連絡をとり対応するよう今後も継続して取り組みを進めます。 また、地域との協力・連携体制をさらに強化し、身近な生活の場における見守り体制の充実に努めます。 関係機関との連絡調整の場、事例検討の場となる連携強化を図ります。また、「子ども家庭総合支援拠点」の設置に向けた検討・準備を進めていきます。	民生課 教育委員会
3	子どもの悩みに関する 相談への対応	不登校などの子育てに関する問題の円 滑な解決を図るため、家庭、学校、関係 機関などと連携しながら適切に対応する ふれあいルームの運営に努めます。	教育委員会

4. ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭は全国的に増加傾向にあります。ひとり親家庭の平均所得は他の世帯と比べて大きく下回っており、そうした家庭の子どもの将来の選択肢は自ずと限定されてしまうことが多くなっています。家庭の経済状況等によって、子どもや若者の将来の夢が絶たれたり進路の選択肢が狭まったりすることなく、育っていくことができる社会環境の創出は、本町のまちづくりを進める上で非常に重要です。支援を必要とする子どもとその保護者が、必要な支援を受けられるよう、制度の周知・啓発に努めます。また、地域との連携を通じて子どもや家庭の状況を把握します。

No.	取り組み	概要	担当課
1	生活支援策に関する周知と適切な利用の促進	ひとり親家庭の生活の安定と自立支援 のため、各種助成制度が適切に利用され るよう、制度の周知に努めます。 児童扶養手当については、国・県の動 向に応じて適切に対応します。	住民保健課
2	自立支援の推進	ひとり親家庭の自立に向け、引き続き 職業研修などの情報提供に努めます。 民生児童委員をはじめ、地域や学校・ 行政が協力しながら、日常的な見守り活 動を通じて、ひとり親家庭の実情やニー ズを把握し、相談体制の充実を図ります。	民生課

5. 障がいのある子どもの自立支援

障がいのある子どもは全国的に増加傾向にあり、本町においてもその傾向は同様です。 発達障害の概念が広く知られるようになったこと、また発達障害の定義が定期的に見直 されることなどが要因の1つと考えられますが、障害の有無に関わらず、すべての子ど もがその発達の速度や特性等に応じた適切な支援を受けられる体制づくりが求められま す。

障害や障がいのある子どもに対する理解を拡大していくとともに、支援を必要とする子どもが適切な支援を受けられるよう、支援児保育や特別支援教育等、療育体制の確保を引き続き進めていきます。

No.	取り組み	概 要	担当課
1	特別な支援が必要な子 どもの保育の実施	関係機関及び家庭との連携を深めなが ら、保育士等の配置など保育環境を確保 して、引き続き支援児保育を実施します。	民生課
2	特別支援教育の推進	幼稚園・保育園では各支援学校の教師 や専門機関から指導を受けながら、公開 保育などを定期的に実施していますが、 関係機関とのネットワークづくりを強化 し、支援(障害)児担当保育士への研修 の充実に努めます。	民生課 教育委員会
3	療育体制の確保と障害福 祉サービスの利用促進	障害福祉サービスについて情報提供を 行うとともに、学校などと連携を図りな がら、専門員による発達に関する相談を 通じて専門機関などへつなげます。	民生課
4	発達において支援が必 要な児童に関する啓発	発達において支援が必要な児童について、正しい知識と理解を深められるように、啓発活動を継続実施し、今後は、担当者、関係課、関係機関とのネットワークづくりに向けた具体的方策について検討を進めます。	民生課 住民保健課 教育委員会
5	医療費助成などの推進	生活の安定と健やかな成長を支援する ため、医療費助成制度が適切に利用され るよう、制度の周知に努めます。	民生課

第5章 地域子ども・子育て支援新制度に基づく事業の 展開(子ども・子育て支援事業計画)

第1節 地域子ども・子育て支援新制度によるサービスの提供

平成27年4月から開始された「子ども・子育て支援新制度」は、社会全体で子どもの育ち、子育てを支える仕組みであり、身近な市町村がその中心を担うこととされています。本町でも、平成27年3月に策定した「白浜町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、町内における地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)の提供に努めてきました。

今後も、地域子ども・子育て支援事業によるサービスの提供を継続し、町内に居住する子どもやその保護者への支援を進めていく必要があります。

第2節 地域子ども・子育て支援事業の利用状況

1. 利用者支援事業

妊娠期から子育で期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育で期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。また、必要に応じて地域の子育で支援事業等の情報提供及び担当部署への紹介を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。本町では、母子健康包括支援センターで母子保健型を実施し、相談対応を行っています。

第1期計画期間における事業の実績は以下のとおりです。

■第1期計画期間における事業量の実績■

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施箇所	か所	_	_	_	_	1
相談対応件数	件	_	_	_	-	316

※平成31年度は見込み。

2. 時間外保育事業(延長保育)

通常の保育時間を超えて保育をする事業です。本町では、すべての保育園で実施しています。

第1期計画期間における事業の実績は以下のとおりです。 横ばいで推移しています。

■第1期計画期間における事業量の実績■

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実利用者数	人	110	119	116	105	101

[※]平成31年度は見込み。

3. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業終了後における適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業です。

本町では、5か所の学童保育所を開設しています。平成 29 年度以降は定員を大きく拡大しましたが、利用者数は増加傾向にあり、特に高学年の利用が増加したことで、定員を超える利用がみられています。

■第1期計画期間における事業量の実績■

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	低学年	人	151	164	204	225	216
利用者数	高学年	人	5	8	51	69	101
	計	人	156	172	255	294	317
定員		人	170	170	250	290	315

[※]平成31年度は見込み。

4. 子育て短期支援事業

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業です。

本町では、近隣の児童養護施設で利用できるようになっています。第1期計画期間に おいては、増加傾向がみられました。

■第1期計画期間における事業量の実績■

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数 (延べ利用者数)	人日 (人)	14	34	29	41	40

[※]平成31年度は見込み。

5. 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本町では、「にこにこひろば」、「タンタンのひろば」、「ようのみ」の3か所で実施しています。出生数の減少に伴い、利用者は減少傾向にあります。

■第1期計画期間における事業量の実績■

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数 (延べ利用者数)	人日 (人)	1,897	1,804	1,704	1,612	1,531
提供体制	か所	3	3	3	3	3

[※]平成31年度は見込み。

6. 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、民間幼稚園等での預かり保育のほか、町内公立保育園で緊急一時保育事業として児童の保育を行っています。

利用は全体として減少傾向にあります。

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

■第1期計画期間における事業量の実績■

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数 (延べ利用者数)	人日 (人)	954	998	948	812	739

[※]平成31年度は見込み。

②上記以外

■第1期計画期間における事業量の実績■

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数 (延べ利用者数)	人日 (人)	25	25	6	22	23

[※]平成31年度は見込み。

7. 病児·病後児保育事業

病児について、病院・保育園などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが 一時的に保育を実施する事業です。

現在、本町では病児・病後児保育事業を実施しておらず、田辺市が実施する事業への参加に向けた検討・協議を行っています。

■第1期計画期間における事業量の実績■

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数 (延べ利用者数)	人日 (人)	-	-	17	25	-

[※]利用実績は、田辺市が実施する事業の延べ利用者数(白浜町在住者のみ)。

8. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者などを会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本町では、田辺市が実施する広域事業に参加し、利用環境を整えています。共働き世帯の増加などにより、ファミリー会員は増加傾向にあります。今後も、事業の認知度を向上させるとともに、サポート実施に向けて、サポート会員の増加を図っていく必要があります。

■第1期計画期間における事業量の実績■

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
サポート申込数	件	1,182	1,428	1,714	1,530	902
サポート実施数	件	36	80	59	172	40
ファミリー会員	人	43	67	82	103	106
サポート会員	人	24	27	28	30	31
ファミサポ会員	人	0	1	1	2	3

[※]平成31年度は9月末時点までの実績。

[※]サポート申込数は、本事業を提供する NPO がサービスの提供範囲としている 5 市町 (田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町、みなべ町) の合計であり、白浜町内に居住する者の申込件数を示すものではない。

9. 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や 養育環境などの把握を行う事業です。

本町では、保健師、助産師、母子保健推進員が連携して実施しています。平成31年度はすべての乳児家庭へ訪問できる見込みですが、今後も全戸訪問達成に向けた取り組みが必要です。

■第1期計画期間における事業量の実績■

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
出生数	人	122	119	115	110	101
訪問件数	件	109	93	112	102	101
訪問率	%	89.3	78.2	97.4	92.7	100.0

資料:住民保健課 ※平成31年度は見込み。

10. 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持や増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、 ②検査計測、③保健指導を実施するとともに、その妊娠期間中に必要な医学的検査を実施するための費用負担軽減を図る事業です。

出生数の減少に伴って、受診数は減少傾向にあります。

■第1期計画期間における事業量の実績■

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
妊娠届出数	人	151	151	137	113	102
受診数	人	206	215	202	176	157

資料:住民保健課 ※平成31年度は見込み。

11. 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に対する指導・助言などを 行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

本町では、地域担当の保育士や保健師が、未就学で課題を抱える支援の必要な子ども や家庭を定期的に訪問し、関係機関との連携・調整を図りながら相談・指導を行ってい ます。利用実績は横ばいとなっています。

■第1期計画期間における事業量の実績■

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用実績	人	25	19	22	21	21

資料:民生課・住民保健課 ※平成31年度は見込み。

第3節 見込み量の設定にあたって

(1)区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育サービスを、需給のバランスをみながら提供するために設定するものです。

第1期白浜町子ども・子育て支援事業計画では、白浜町全域を1区域として設定しています。

本計画においても、この区域の考え方は継承するものとします。

(2)児童数の推計

子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたって、計画期間における児童 数を以下のように見込みます。この値は、直近5年間の人口を基に、コーホート変化率 法を用いて推計したものです。

■計画期間における推計児童数■

単位:人

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0 歳	110	108	109	109	110
1歳	117	116	114	115	115
2歳	128	116	115	113	114
3歳	124	125	113	112	111
4 歳	126	125	126	114	113
5 歳	137	125	124	125	114
6歳	126	137	125	124	125
7歳	151	126	138	125	124
8歳	137	152	127	139	126
9歳	160	139	154	129	141
10 歳	166	160	138	154	128
11 歳	160	165	159	137	153

第4節 特定教育・保育における見込み

(1)認定区分について

「子ども・子育て支援法」では、保育の必要性を認定した上で教育・保育サービスを 給付することとなっています。認定区分については、以下のとおりです。

■認定区分■

認定区分	対象年齢	対象事業	対象家庭類型
1号認定	満3歳~就学前	幼稚園・認定こども園	専業主婦(夫)家庭
1 分於足	河 3 成 が、 が一 町	4月1年圏・心化ことも国	就労時間の短い家庭 等
	満3歳~就学前	幼稚園(就労している)	幼稚園と保育園を併願する
2 号認定	画 3 成 ^一	対性圏(孤力している)	共働き家庭 等
2 与 畝人	満3歳~就学前	保育園・認定こども園	共働き家庭 等
3号認定	0歳、1・2歳	保育園・認定こども園 (+地域型保育)	共働き家庭 等

(2) 認定者数の見込み

児童数の推計とアンケート結果に基づき、特定教育・保育における認定者数を以下のように見込みます。

0歳児保育(3号認定)

出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して預けることができるよう、保育 園において、必要なO歳児保育定員の確保を図ります。

■量の見込みと確保量■

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数 (見込み)	9	9	9	9	9
確保量	9	9	9	9	9

2. 1 · 2 歳児保育(3号認定)

共働き家庭やひとり親家庭等の保護者が安心して預けられるよう、保育園において、 必要な1・2歳児保育定員の確保を図ります。

■量の見込みと確保量■

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数 (見込み)	125	118	117	116	117
確保量	125	125	125	125	125

3. 3歳~就学前児童(1号認定・2号認定)

保護者の就労状況や子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、幼稚園、保育園において、必要となる満3歳~就学前児童教育と保育の確保を図ります。

■量の見込みと確保量(1号認定)■

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数 (見込み)	52	51	49	48	46
確保量	52	52	52	52	52

■量の見込みと確保量(2号認定)■

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数 (見込み)	313	303	294	283	273
確保量	313	313	313	313	313

第5節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

1. 利用者支援事業

第2期計画期間における事業量を以下のように見込みます。

今後も妊娠期からの関係づくりに重点を置き、きめ細かな情報収集とサポートの充実 を図ります。

■第2期計画期間における事業量の見込み■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保量	か所	1	1	1	1	1

2. 時間外保育事業(延長保育)

第2期計画期間における事業量を以下のように見込みます。

保護者の就労形態は今後さらに多様化することが見込まれることから、実際の利用状況を把握しながら、利用ニーズに対応できるよう、保育士等の確保を図り、不足なくサービスが提供できるよう努めます。

■第2期計画期間における事業量の見込み■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	100	98	96	94	93
確保量	人	100	100	100	100	100

3.放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

第2期計画期間における事業量を以下のように見込みます。

児童数は減少傾向にありますが、今後も、放課後を児童が安心して過ごせる場所として、学童保育所事業の充実を図ります。

■第2期計画期間における事業量の見込み■

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	低学年	人	205	205	193	192	186
量の見込み	高学年	人	161	154	149	139	140
	計	人	366	359	342	331	326
	低学年	人	215	215	215	215	215
確保量	高学年	人	100	100	100	100	100
	計	人	315	315	315	315	315

4. 子育て短期支援事業

第2期計画期間における事業量を以下のように見込みます。

緊急時における対応策として利用できることを周知、必要に応じて適切な対応を図ります。

■第2期計画期間における事業量の見込み■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ利用者数)	人日 (人)	42	42	42	42	42
確保量 (延べ利用者数)	人日 (人)	42	42	42	42	42

5. 地域子育て支援拠点事業

第2期計画期間における事業量を以下のように見込みます。

今後も3か所の地域子育て支援拠点において、主に未就園児とその保護者を対象に、 子育てに関する情報提供や育児相談を行っていきます。

■第2期計画期間における事業量の見込み■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ利用者数)	人日 (人)	1,454	1,392	1,385	1,380	1,387
確保量 (延べ利用者数)	人日 (人)	1,454	1,392	1,385	1,380	1,387

6. 一時預かり事業

第2期計画期間における事業量を以下のように見込みます。

緊急時などに保護者が利用できるよう、事業の周知を進めるとともに、提供体制の確保を図ります。

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり/2号認定による定期的な利用

■第2期計画期間における事業量の見込み■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ利用者数)	人日 (人)	732	725	718	711	704
確保量 (延べ利用者数)	人日 (人)	732	725	718	711	704

②上記以外

■第2期計画期間における事業量の見込み■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ利用者数)	人日 (人)	24	23	23	23	23
確保量 (延べ利用者数)	人日 (人)	24	23	23	23	23

<u>7. 病児・病後児保</u>育事業

第2期計画期間における事業量を以下のように見込みます。

共働き世帯の増加や核家族化などを受けて、身近に祖父母などの子育ての支援者がいないケースも増加傾向にあると考えられることから、ファミリー・サポート・センターについての周知を図るとともに、周辺自治体との協議を継続し、医療機関での病児・病後児保育についても確保できるよう努めます。

■第2期計画期間における事業量の見込み■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ利用者数)	人日 (人)	96	98	100	100	100
確保量 (延べ利用者数)	人日 (人)	96	98	100	100	100

8. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

第2期計画期間における事業量を以下のように見込みます。 ファミリー・サポート・センターについての周知・啓発を図ります。

■第2期計画期間における事業量の見込み■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	107	121	135	149	163
確保量	人	107	121	135	149	163

9. 乳児家庭全戸訪問事業

第2期計画期間における事業量を以下のように見込みます。

すべての家庭を訪問し、支援が必要な場合は適宜関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業などの適切なサービスの提供につなげます。

■第2期計画期間における事業量の見込み■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	110	108	109	109	110
確保量	人	110	108	109	109	110

10. 妊婦健康診査事業

第2期計画期間における事業量を以下のように見込みます。

医師会等と連携し、医療機関における受診体制の確保に努めます。

■第2期計画期間における事業量の見込み■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	110	108	109	109	110
確保量	人	110	108	109	109	110

11. 養育支援訪問事業

第2期計画期間における事業量を以下のように見込みます。

課題を抱える家庭の増加、課題の複雑化等がみられることから、庁内及び関係機関との連携強化を図り、適切な支援の提供に努めます。

■第2期計画期間における事業量の見込み■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	20	20	20	20	20
確保量	人	20	20	20	20	20

12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、新制度未移行幼稚園に対して保護者が支払うべき給食費(副食材料費)、及び教材費、行事費等その他の教育・保育に必要な費用を助成する事業です。

本町には、新制度に移行していない幼稚園はありませんが、町外の未移行の施設を利用する方に対し、制度上保護者が負担することになっている給食の副食費を国、県、町で負担し、保護者の経済的負担の軽減に努めています。今後も適切な事業の実施に努めます。

13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な民間事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

本町では、現在該当する事業は実施していませんが、今後特定教育・保育施設等の設置または運営促進が必要と認められた場合、その実施時期や手法等について検討を進めることとします。

第6章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

計画を推進するためには、子どもや子育て中の家庭のみならず、近隣住民、地域、職場、関係機関、団体、行政が相互に連携し、より子育てしやすいまちづくりに向けてそれぞれが積極的に取り組んでいく必要があります。また、社会の変化等に柔軟に対応しつ、適切な支援につながるよう、努めていく必要があります。

(1)計画の周知

町民が子ども・子育て家庭の支援に対する意識の高揚を図るため、計画の趣旨や基本理念、基本目標や各取り組み等について、「広報白浜」、町のホームページなどを通じて周知し、町民への取り組みへつなげていきます。

(2)計画推進体制の連携強化

本計画の推進にあたっては、庁内関係各課が集まり、推進に向けた庁内推進体制の整備・強化を図ります。また、関係機関等との連携を強化し、子ども及び子育て家庭を地域でサポートする環境の構築と充実を図ります。

第2節 計画推進における役割分担

(1) 町の役割

子育て家庭を社会全体で支援することの意義や子どもの人権の尊重、男女がともに子育てや家庭生活を担うことの理解の推進、ワーク・ライフ・バランスの促進など、計画を推進する上で基本となる考え方の周知を図り、関係機関との連携のもと、本計画における基本理念の実現を目指します。

(2) 家庭の役割

家庭は、社会を構成する最小単位です。子育てにおいては、家庭は子どもの人格形成における基礎的な場であると同時に、子どもにとっては安らぎのある楽しい居場所でもあります。

また、女性の就業率が高まる中で、子育てや家事などの家庭生活における役割分担も 変化しています。夫婦と子どもを含めた家族みんなで役割を分担し、心身ともに健やか に生活できるよう、助け合いながら育ち合う関係性の構築に努める必要があります。

(3)地域の役割

かつては、親以外にも多くの大人が子どもに接することで、子どもやその親も合わせて見守り、子育てを支える社会環境がありましたが、核家族化や地域とのつながりの希薄化、プライバシー意識の向上などの社会情勢の変化により、地域による子育てへの関与は少なくなっています。

しかしながら、子どもは家庭の中だけで育つものではなく、学校や地域の様々な人との関わりや見守りの中で成長していくものです。地域住民や各種団体が連携・協力しながら包括的に地域の子どもを育てていかなくてはなりません。子育て家庭が孤立することのないよう、地域による子育て家庭への支援が重要です。

(4) 事業者の役割

人口減少が進む中で、女性の活躍がこれまで以上に求められていますが、女性の社会 進出を阻む要因の1つとして、出産・育児と仕事の両立があります。職場における子育 ての社会的意義の理解や育児・介護休業制度の導入、労働時間の短縮や多様な働き方の 許容、ワーク・ライフ・バランスの実現など、引き続き労働環境の向上や労働条件の改 善に向けた取り組みを進めていく必要があります。

第3節 計画の進行管理

本計画の進捗管理及び実施状況の点検・評価については、民生課が中心となって、毎年度関係各課の施策・事業の実施状況を把握するとともに、事業評価、再調整などを行うことによって実施しています。また、白浜町児童福祉審議会による助言等も考慮しながら、適切なサービスの提供等にも努めています。

今後も施策・事業の実施状況やその評価、改善に向けた取り組みを継続し、より子育 てしやすいまちづくりに向けた取り組みを行います。

また、計画の内容や実施状況の結果については、「広報白浜」や町のホームページ等を利用して広く町民に周知を図ります。

第7章 参考資料

(1) 白浜町児童福祉審議会条例

平成18年3月1日 条例第92号

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定に基づき、白浜町児 童福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(委員の定数)

第2条 審議会の委員の定数は、15人以内とする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(2) 白浜町児童福祉審議会運営規則

平成18年12月22日 規則第142号

白浜町児童福祉審議会規則(平成18年白浜町規則第45号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、白浜町児童福祉審議会条例(平成18年白浜町条例第92号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、白浜町児童福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、児童の福祉に関する事項を調査審議する。

(委員)

- 第3条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 児童の福祉に関する事業に従事する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残 任期間とする。

(会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集する。
 - 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、民生課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会において 定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(3) 白浜町児童福祉審議会委員名簿

No.	委員氏名	役職・所属等	備考
1	湯浅主久	 	(~R1.11.30)
1	辻 本 博 文] 日供则成主安良沉里安良励議公 	(R1.12.1~)
2	下浦和子	白浜町民生委員児童委員協議会	
3	森 田 薫	白浜町民生委員児童委員協議会	会長
4	山 﨑 まり子	白浜町立保育園保護者会 (白浜地域)	
_	吉田斗志	白浜町立保育園保護者会	(~H30)
5	舩 渡 友規子	(日置地域)	(R1~)
6	津久井 有 子	社会福祉法人堅田保育園	(~H30)
6	裏中啓介	保護者会	(R1~)
7	柏 木 夕記子	白浜町立幼稚園保護者会	(~H30)
7	大 江 典 子	(富田地域)	(R1~)
8	佐竹俊彦	白浜町 PTA 連絡協議会	
9	笠 原 惠利子	社会福祉法人堅田保育園 (堅田保育園)	
10	三橋明子	白浜町母子保健推進員協議会	副会長 (R1~)
11	小森弘子	白浜町母子寡婦福祉連合会	
12	石田武夫	白汇四分与北边等人	副会長 (~H3O)
12	中 本 進	白浜町社会福祉協議会	(R1~)
13	舩 渡 圭 子	白浜町学童保育指導員	
14	北峰博由	学識経験者	
15	城 皆 子	学識経験者	

第2期白浜町子ども・子育て支援事業計画

発 行 令和2年3月

編 集 白浜町 民生課 幼児対策室

〒649-2211

和歌山県西牟婁郡白浜町 1600 番地

TEL: 0739-43-6594 FAX: 0739-43-5225